

令和6年8月1日提出

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年10月23日まで
場所	諫早市内 25 か所
内容	<p>気候変動適応法改正に伴い、熱中症特別警戒情報発令時に市町村長が基準適合施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定できることとなったことから、市内 25 か所に基準に適合する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定しました。</p> <p>※当該施設は市ホームページに掲載しています。</p> <p>諫早市では、熱中症特別警戒アラートの有無にかかわらず、利用可能な範囲で各施設の利用ができます。（休館日を除く）</p>
問い合わせ先	諫早市健康保険部健康推進課 担当:岩永 電話番号:0957-22-1500(内線:3316) E-mail:kenkou@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	